

I 保健所の概況

1 八王子市保健所のあゆみ

*八王子市保健所に関するできごとはゴシック

(平成19年4月以前は東京都八王子保健所)

年 月	東京都八王子保健所	国
S15. 9	八王子市新町に東京府立南多摩保健所として発足（その後台町に移転）（多摩地域3番目）(1番：S13.4 西多摩保健所（現：西多摩保健所）、2番：S14.9 北多摩保健所（現：多摩府中保健所）	
17. 11	保健衛生行政を警視庁から東京府へ移管	
18. 7. 1	東京都制施行 旧東京府・東京市所管の衛生行政事務は民生局（現：福祉保健局）に移管 東京都制実施により東京都南多摩保健所と改称	
21. 9	民生局から分離し、衛生局の設置	
22. 3		GHQの結核対策強化に関する覚書
22. 4	食品衛生監視員制度の開始	GHQの保健所拡充強化に関する覚書の指令
22. 5	食品衛生行政が警視庁から衛生局に移管	
22. 11	第1回衛生局学術研究会（現：福祉保健医療学会）の開催	
22. 12		毒物劇物営業取締法、理容師法、食品衛生法の施行
23. 1		保健所法全面改正
23. 7		興行場法、公衆浴場法、旅館業法、性病予防法、薬事法の施行
23. 10. 10	新制保健所の発足(41か所) 保健所法改正により所管区域は八王子市ほか16か町村とする東京都南多摩保健所として発足 大島、三宅島、八丈島に出張所の設置	
23. 11		環境衛生監視員の設置
25. 5		精神衛生法の施行
25. 6	八王子市東町に庁舎を新築移転	
26. 4		結核予防法全面改正
27. 4		保健所で母親学級開講
28. 10. 20	名称を東京都八王子保健所に改称	
30. 4. 1	市町村合併促進法に基づき加住、川口、恩方、元八王子、横山、由井の6か村が八王子市と合併	
30. 7. 1	町田保健所の新設により、所管区域は八王子市、日野市、稲城村、浅川町、由木村、多摩村	
31. 4		医薬分業開始

年 月	東京都八王子保健所	国
32. 4		原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行
34. 4. 1	所管区域内の浅川町が八王子市と合併	
36. 6	新生児訪問指導事業、3歳児健康診査、3歳児歯科健康診査開始	
37. 6	「動く保健所」事業開始	
39. 8. 1	所管区域内の由木村が八王子市と合併	
40. 6		精神衛生法改正
40. 4	保健衛生事務の一部を特別区に移管（そ族昆虫駆除、定期結核健康診断、定期予防接種、母子保健手帳の交付）	
40. 8		母子保健法改正
41. 2	保健所に精神科の嘱託医及び精神衛生相談員の配置	
44. 4. 1	日野保健所の新設により所管区域は八王子市のみ	
45. 4	食品機動監視班の設置	
46. 4	ビル衛生検査班の設置	
47. 4. 1	八王子市旭町13番18号に庁舎を新築移転 西寺方町75番地2に八王子保健所西保健相談所の開設(多摩地域で2番目)(1番:S46.4 町田保健所鶴川保健相談所)(区:S45.4 砧保健所烏山保健相談所、千住保健所東和保健相談所)	
49. 4	衛生局内に夜間休日案内所の設置	
50. 4	保健衛生行政の特別区移管(保健所・保健相談所)	
52. 11	第1回「栄養展」を開催	
58. 2		老人保健法施行
59. 4. 1	保健所敷地内に機能訓練棟(現:別館)を設置し、機能訓練モデル事業の開始	
60. 3. 13	第二次OAシステムモデル職場に指定	
60. 12		医療法一部改正(地域医療計画策定等)
62. 1		結核・感染症サーベイランス事業開始
62. 2	保健所でエイズ相談、HIV抗体検査開始	
62. 6. 1	組織改正により総務課と衛生課が統合され、組織名称は「衛生課」	
62. 8		精神衛生法の改正
62	第1回「心の健康フェスティバル」を開催	
H元. 2		後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(エイズ予防法)施行

年 月	東京都八王子保健所	国
元. 3		保健所で匿名による HIV 抗体検査開始
元. 12	東京都保健医療計画策定 ①医療計画のほかに健康づくり、疾病予防・治療及びリハビリテーションに至る総合的・基本的な保健医療計画 ②一次・二次・三次保健医療圏及び二次保健医療圏ごとに必要病床数の設定	
2. 4. 1	輸入食品監視班設置	
2. 7	東京都保健所問題検討委員会最終報告 ①地域保健推進室(仮称)の設置 ②住民に分かりやすい組織名称への改正 ③検査機能・放射線技師の集中化 ④人材の確保育成	
3. 1		厚生行政総合情報システム(WISH) 稼働開始
3. 4	新都庁舎開庁	
4. 6. 1	南大沢二丁目 17 番 5 号に八王子保健所南大沢保健相談所の開設	
5. 4. 1	組織改正により衛生課が「生活衛生課」、予防課が「保健サービス課」	
5. 9	エイズ夜間常設検診機関「東京都南新宿検査相談所」の開設	
6. 7		地域保健法制定、母子保健法等改正
8. 9	衛生局 50 周年	
9. 3. 31	母子保健事業の移管に伴い、西保健相談所・南大沢保健相談所を八王子市に移譲	
9. 4. 1	「地域保健法」施行に伴い、多摩地域(島しょ除く)の保健所、保健相談所 31 か所が 12 か所の保健所に再編。あわせて「地域保健推進室」が設置され「生活衛生課」「保健サービス課」の 1 室 2 課体制に組織改正	地域保健法全面施行 精神保健福祉法施行
11. 4		感染症法施行(伝染病予防法廃止)
12. 4. 1	「長房地区健康づくりプロジェクト」事業開始	介護保険法施行
12. 10	「多摩地域の保健サービスの再構築に向けて」を策定	
13. 8	①総合的な保健医療戦略の地域拠点としての新基幹型保健所(仮称) ②保健所を二次保健医療圏単位に再構築 ③八王子市・町田市の保健所政令市指定に向け協議 ④四つの分野七つの機能に重点化	
13. 8	八王子保健所管内で和風キムチによる O-157 発生	

年 月	東京都八王子保健所	国
14. 4. 1	精神障害者保健福祉手帳の申請・交付、通院医療公費負担申請等の事務が市へ移譲 組織改正により地域保健推進室と生活衛生課が統合され組織名称を「生活衛生課」と「保健サービス課」の2課制	
14. 4	「衛生局」から「健康局」へ局名変更	
15. 1	「八王子地区小児感染症サーベイランス事業」開始	
15. 4	多摩地域の保健所における動物管理業務が動物愛護相談センターへ集中化	
15. 5		健康増進法施行
15. 7	「多摩地域保健サービス検討会」最終報告 ①都と市町村の役割分担 ・都：専門的技術的業務、市町村への援助機能、健康危機管理の拠点 ・市町村：住民ニーズを捉えたきめ細やかな保健サービス ②地域保健サービスの総合支援制度の創設 ・人的支援（派遣、事業協力等） ・技術支援（実務・専門的助言指導） ・財政支援（包括的補助制度） ③保健所の再編・機能強化（二次医療圏に1か所）	
16. 4. 1	多摩地域（島しょ除く）の保健所12か所が7か所に再編 組織改正により生活衛生課が「生活環境安全課」、保健サービス課が「保健対策課」	
16. 6	「八王子市の保健所政令市移行に関する都・市協議会」の設置	
16. 8. 1	「福祉局」と「健康局」が統合され「福祉保健局」になる	
16. 10	難病等の医療費申請事務が市町村へ移譲	
17. 4	エイズ予防普及の一環としてゲイグループの支援開始（H18八王子ゲイネットワーク「かたつむりの会」発足）	
18. 2	「八王子市の保健所政令市移行に関する都・市協議会」にて19年4月に保健所政令市移行決定	
18. 4		障害者自立支援法施行
18. 9. 13		地域保健法施行令改正「保健所政令市に八王子市が加わる」
18. 10	保健所政令市移行に伴う八王子市研修生受入	
18. 12	都議会第四回定例会にて、保健所設置条例における東京都八王子保健所廃止決定（19. 4. 1 施行） 市議会第四回定例会にて、八王子市保健所条例制定（19. 4. 1 施行）八王子市保健所設置決定	
19. 3. 31	八王子保健所廃止	

年 月	八王子市保健所	国
19. 4. 1	八王子市保健所発足 組織改正により2課制を「保健総務課」「生活衛生課」「保健対策課」の3課制に変更	改正感染症法施行（結核予防法廃止）
19. 4. 1	市保健所として動物衛生行政を開始	
19. 4	八王子市内の大学等で「麻しん」大流行	

2 管内の状況

所管区域は八王子市全域である。八王子市は都心から40km西に位置し、東西24.3km、南北13.4km、周囲95.8km、面積186.31km²で、都内では奥多摩町について2番目に広い。また、北はあきる野市に、東は日野市・昭島市に、南は町田市に、さらに西は高尾・陣馬山を境に神奈川県に接し、市の中央部を浅川が流れ多摩川に合流し緑豊かな自然環境に恵まれている。

交通は東西にJR中央線、南北には横浜線・八高線が通り、さらに副都心新宿とは、京王線で結ばれている。

道路は国道20号線(甲州街道)と16号線が交差し、さらに中央高速インターチェンジもあって、多摩地域の道路の重要な拠点となっている。

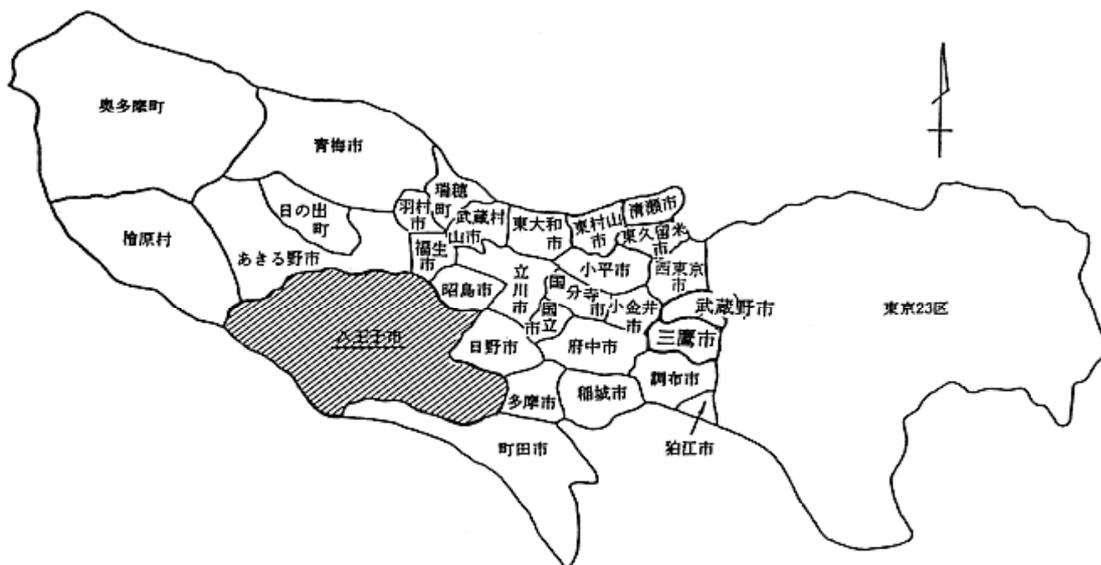
古くから甲州街道の宿場町として、また、織物の町として栄えてきた八王子市は、近年交通の便利さと豊かな環境によって近郊住宅地域として発展している。

平成20年1月1日現在の管内の世帯数は236,120世帯、人口は543,996人となっており、人口密度は1km²当たり2,920人となっている。

八王子市の年少人口(0～14歳)の割合は、平成19年10月1日現在13.4%で都の11.6%より高く、生産年齢人口(15～64歳)においては、68.5%で都の69.3%よりやや低い。老年人口(65歳以上)では、18.1%で都の19.1%より低くなっている。

管内には、数多くの教育機関等があり、文教都市として、また、首都圏の中核都市として着実に歩み続けている。

(1) 東京都における管内の位置



3 管内の人口

(1) 人口の推移

各年10月1日（国勢調査又は推計人口）

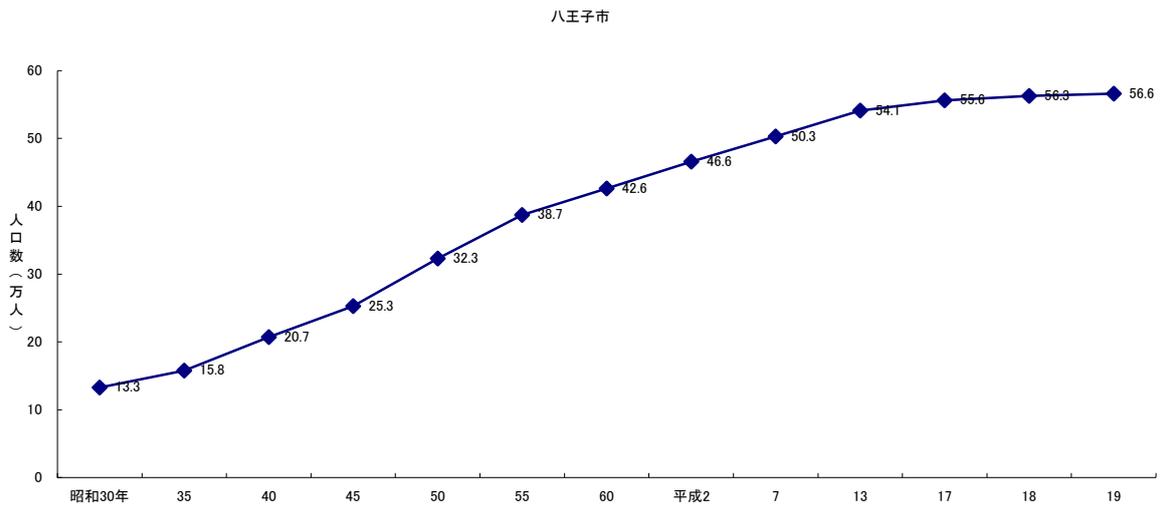
年次	八王子市	合計特殊出生率	東京都	合計特殊出生率	全国	合計特殊出生率
平成 15	547,726	1.12	12,368,691	1.00	127,619,000	1.29
16	553,462	1.13	12,451,966	1.01	127,687,000	1.29
17	556,696	1.07	12,544,205	1.00	127,757,000	1.26
18	563,077	1.16	12,677,921	1.02	127,770,000	1.32
19	566,591	1.19	12,790,202	1.05	126,085,000	1.34

(注) *は国勢調査による人口

全国人口については総務省統計局推計人口

東京都及び八王子市人口については東京都総務局統計部による推計人口

図3-1 人口の推移



(2) 年齢階級三区分割合の年次・地域比較 (各年10月1日現在)

年次	年少人口 (0~14歳)			生産年齢人口 (15~64歳)			老年人口 (65歳以上)		
	八王子市	東京都	全国	八王子市	東京都	全国	八王子市	東京都	全国
平成15	13.6	11.9	14.0	70.7	70.7	67.0	15.8(6.2)	17.2(6.9)	18.7(7.9)
16	13.5	11.9	13.9	70.1	70.3	66.6	16.3(6.5)	17.8(7.4)	19.5(8.7)
17	13.4	11.8	13.7	69.5	69.9	66.2	17.1(6.9)	18.2(7.7)	20.0(9.1)
18	13.4	11.6	13.6	68.5	69.3	65.5	18.1(7.5)	19.1(8.2)	20.8(9.5)
19	13.3	11.8	13.6	67.8	68.9	64.7	18.9(7.7)	19.3(8.4)	21.7(10)

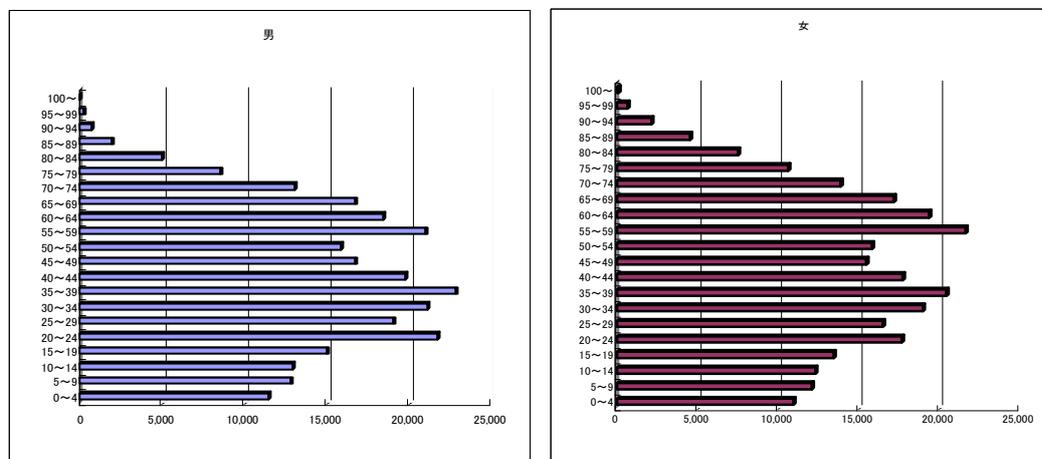
(注) 老年人口の()は75歳以上人口の再掲

(3) 性・年齢階級別人口

平成19年1月1日住民登録人口

年 齢	管 内			構 成 比
	総 数	男	女	
総 数	543,996	274,692	269,304	100.0
0歳～ 4歳	22,452	11,506	10,946	4.1
5 ～ 9	24,941	12,841	12,100	4.6
10 ～ 14	25,209	12,885	12,322	4.6
15 ～ 19	28,459	14,999	13,460	5.3
20 ～ 24	39,391	21,697	17,694	7.3
25 ～ 29	35,546	19,037	16,509	6.5
30 ～ 34	40,160	21,160	19,000	7.4
35 ～ 39	43,238	22,776	20,462	7.9
40 ～ 44	37,552	19,806	17,746	6.9
45 ～ 49	32,178	16,684	15,494	5.9
50 ～ 54	31,739	15,897	15,842	5.8
55 ～ 59	42,654	20,995	21,659	7.9
60 ～ 64	37,818	18,425	19,393	7.0
65 ～ 69	33,896	16,703	17,193	6.2
70 ～ 74	26,886	12,993	13,893	5.0
75 ～ 79	19,176	8,546	10,630	3.5
80 ～ 84	12,455	4,933	7,522	2.3
85 ～ 89	6,432	1,888	4,544	1.2
90 ～ 94	2,893	748	2,145	0.5
95 ～ 99	812	161	651	0.1
100歳以上	109	11	98	0.0
年齢不詳	2	1	1	0.0
年少人口 (0～14)	72,600	37,232	35,368	13.3
生産年齢人口 (15～64)	368,735	191,476	177,259	67.8
老年人口 (65歳以上)	102,561	45,984	56,677	18.9

図3-2 八王子市 性・年齢階級別人口構成図



(4) 世帯と人口、八王子市地区・町別

平成20年1月1日現在

地区町名	世帯数	人 口			面 積 km ²	人口密度 1km ² 当たり
		総 数	男	女		
総 数	236,120	543,996	274,692	269,304	186.310	2,920
本庁地区	57,015	118,221	59,655	58,566	12.838	9,209
横山町	997	1,917	930	987	0.117	16,385
八日町	789	1,601	778	828	0.082	19,524
八幡町	852	1,865	936	929	0.091	20,495
八木町	425	867	430	437	0.062	13,984
追分町	848	1,639	819	820	0.077	21,286
千人町	3,205	6,237	3,215	3,022	0.575	10,847
日吉町	569	1,191	600	591	0.099	12,030
元本郷町	2,598	5,635	2,832	2,803	0.689	8,179
平岡町	693	1,444	720	724	0.168	8,595
本郷町	295	618	292	326	0.047	13,149
大横町	494	982	493	489	0.163	6,024
本町	1,009	1,953	1,022	931	0.137	14,255
元横山町	2,377	4,800	2,341	2,459	0.417	11,511
田町	168	244	150	94	0.029	8,414
新町	421	866	431	435	0.061	14,197
明神町	4,126	7,784	3,803	3,981	0.645	12,068
子安町	4,965	9,886	5,039	4,847	0.880	11,234
東町	60	113	52	61	0.042	2,690
旭町	213	466	216	250	0.179	2,603
三崎町	208	358	176	182	0.033	10,848
中町	188	271	139	132	0.040	6,775
南町	362	585	310	275	0.036	16,250
寺町	682	1,300	680	620	0.107	12,150
万町	1,119	2,339	1,162	1,177	0.213	10,981
上野町	1,365	2,969	1,469	1,500	0.279	10,642
天神町	382	665	359	306	0.044	15,114
南新町	269	466	250	216	0.039	11,949
小門町	797	1,680	847	833	0.155	10,839
台町	4,301	9,962	4,917	5,045	0.989	10,073
中野町	2,198	4,227	2,059	2,168	0.559	7,562
暁町	2,706	5,826	2,976	2,850	0.895	6,509

地区町名	世帯数	人 口			面 積 km ²	人口密度 1 km ² 当り
		総 数	男	女		
中野山王	3,141	6,280	2,994	3,286	0.807	7,782
中野上町	3,958	8,946	4,575	4,371	1.159	7,719
大和田町	6,956	14,730	7,828	6,902	1.952	7,546
富士見町	652	1,521	720	801	0.154	9,877
緑 町	2,042	4,615	2,405	2,210	0.672	6,868
清川町	585	1,373	690	683	0.145	9,469
浅川地区	9,005	19,725	9,899	9,826	26.339	749
東浅川町	4,311	9,979	5,077	4,902	1.314	7,594
初沢町	1,561	3,324	1,646	1,678	1.441	2,307
高尾町	1,461	3,071	1,567	1,504	4.627	664
南浅川町	253	441	194	247	8.623	51
西浅川町	272	704	358	346	0.210	3,352
裏高尾町	868	1,553	725	828	9.247	168
廿里町	279	653	332	321	0.877	745
由木地区	12,596	30,569	15,848	14,721	7.816	3,911
下柚木	3,486	9,019	4,659	4,360	1.702	5,299
上柚木	3,649	9,955	4,980	4,975	1.828	5,446
中山	280	751	388	368	0.829	905
越野	1,113	2,389	1,348	1,041	0.458	5,216
南陽台	1,416	3,620	1,733	1,887	0.413	8,765
堀之内	2,652	4,835	2,740	2,095	2.586	1,870
由木東地区	8,802	19,643	10,354	9,289	4.086	4,807
東中野	2,061	4,091	2,349	1,742	1.876	2,181
大塚	3,155	6,894	3,751	3,143	1.069	6,449
鹿島	1,256	3,029	1,472	1,557	0.325	9,320
松が谷	2,330	5,629	2,782	2,847	0.816	6,898
南大沢地区	19,680	52,531	25,936	26,595	9.474	5,545
鐘水	3,055	8,399	4,113	4,286	3.449	2,435
南大沢	6,961	17,746	8,704	9,042	2.834	6,262
松木	2,631	6,326	3,316	3,010	0.689	9,181
別所	7,033	20,060	9,803	10,257	2.502	8,018
横山地区	22,695	52,146	25,404	26,742	6.192	8,422
並木町	1,569	3,607	1,824	1,783	0.309	11,673
散田町	6,408	14,235	7,084	7,151	1.227	11,601
山田町	1,067	2,551	1,293	1,258	0.402	6,346
めじろ台	3,698	8,792	4,162	4,630	0.995	8,836
長房町	6,795	14,794	7,037	7,757	2.188	6,761
城山手	654	2,044	995	1,049	0.298	6,859
狭間町	2,477	6,123	3,009	3,114	0.773	7,921

地区町名	世帯数	人 口			面 積 km ²	人口密度 1 km ² 当たり
		総 数	男	女		
館 地 区	13,276	29,692	15,421	14,271	8.124	3,655
櫛田町	3,823	8,286	4,218	4,068	1.023	8,100
館町	6,045	12,623	6,748	5,875	4.217	2,993
寺田町	2,849	7,130	3,623	3,507	1.964	3,630
大船町	559	1,653	832	821	0.920	1,797
元八王子地区	21,385	52,831	26,683	26,148	12.781	4,134
大楽寺町	2,193	5,481	2,817	2,664	0.695	7,886
上老分方町	1,230	3,204	1,577	1,627	0.687	4,664
諏訪町	2,371	5,500	2,783	2,717	0.592	9,291
四谷町	1,192	2,757	1,439	1,318	0.355	7,766
叶谷町	772	1,824	889	935	0.305	5,980
泉町	1,585	3,783	1,885	1,898	0.430	8,798
横川町	4,783	11,441	5,704	5,737	1.316	8,694
式分方町	1,673	4,325	2,274	2,051	1.038	4,167
川町	973	2,687	1,353	1,334	1.777	1,512
元八王子町	4,613	11,829	5,962	5,867	5.586	2,118
恩方地区	5,930	14,653	7,384	7,269	37.283	393
下恩方町	2,691	7,077	3,564	3,513	5.654	1,252
上恩方町	486	1,093	518	575	22.868	48
西寺方町	2,645	6,213	3,168	3,045	2.305	2,695
小津町	108	270	134	136	6.456	42
川口地区	13,514	31,452	15,811	15,641	24.290	1,295
川口町	4,906	12,500	6,373	6,127	5.007	2,497
上川町	809	1,881	923	958	7.941	237
犬目町	2,775	6,077	2,987	3,090	2.427	2,504
榎原町	3,416	8,028	4,098	3,930	1.624	4,943
美山町	1,608	2,966	1,430	1,536	7.291	407
加住地区	7,495	13,884	7,231	6,653	14.515	957
尾崎町	45	120	60	60	0.185	649
左入町	1,001	1,886	1,002	884	0.723	2,609
滝山町	963	1,451	868	583	1.170	1,240
梅坪町	162	325	154	171	0.465	699
谷野町	605	1,124	579	545	1.110	1,013
みつい台丹	971	2,464	1,179	1,285	0.306	8,052
木町	1,893	2,717	1,475	1,242	1.117	2,432
加住町	291	600	304	296	1.490	403
宮下町	732	1,326	651	675	1.871	709
戸吹町	688	1,428	731	697	3.496	408
高月町	144	443	228	215	2.582	172

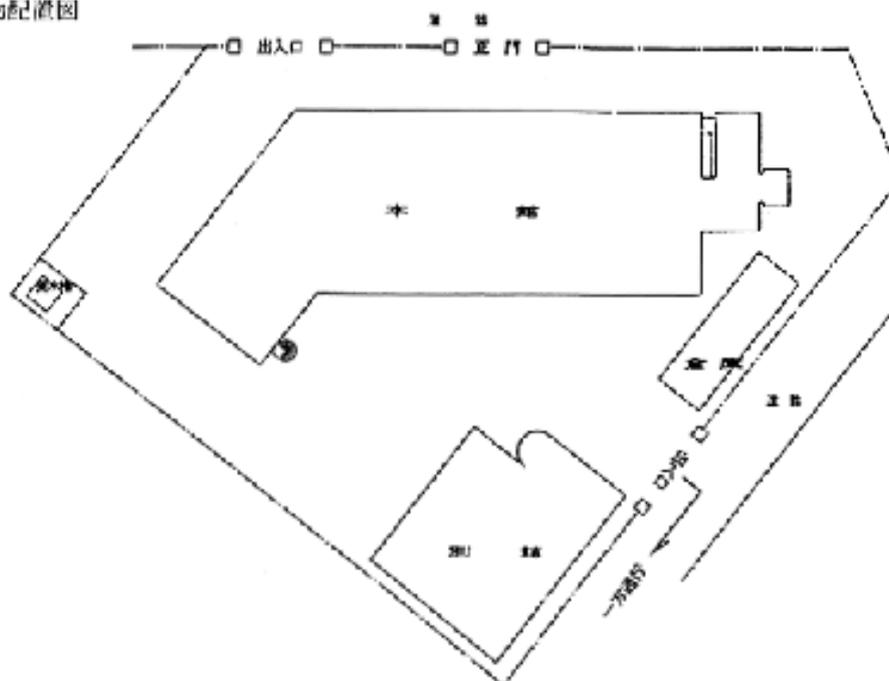
地区町名	世帯数	人 口			面 積 km ²	人口密度 1 km ² 当たり
		総 数	男	女		
由井地区	14,769	37,494	18,997	18,497	8.625	4,347
小比企町	2,918	6,791	3,508	3,283	1.521	4,465
片倉町	5,341	12,561	6,421	6,140	3.079	4,080
西片倉	764	1,896	944	952	0.388	4,887
宇津貫町	46	93	51	42	0.385	242
みなみ野	3,487	9,893	4,948	4,945	1.118	8,849
兵衛	584	1,448	752	696	0.470	3,081
七国	1,629	4,812	2,373	2,439	1.664	2,892
北野地区	17,111	38,619	19,363	19,256	5.853	6,598
北野町	3,757	7,156	3,843	3,313	1.247	5,739
打越町	4,065	9,052	4,557	4,495	1.493	6,063
北野台	2,968	7,945	3,817	4,128	0.865	9,185
長沼町	3,658	8,021	3,993	4,028	1.572	5,102
絹ヶ丘	2,663	6,445	3,153	3,292	0.676	9,621
石川地区	12,847	32,536	16,706	15,830	8.094	4,020
高倉町	1,297	3,091	1,570	1,521	0.648	4,770
石川町	4,301	10,539	5,490	5,049	2.657	3,967
宇津木町	1,218	3,185	1,634	1,551	1.012	3,147
平町	144	404	210	194	0.366	1,104
小宮町	1,962	4,963	2,573	2,390	1.184	4,192
久保山町	2,109	5,899	2,954	2,945	0.751	7,855
大谷町	1,325	3,135	1,627	1,508	1.258	2,492
丸山町	491	1,320	648	672	0.218	6,055

4 施設の概要

(単位：m²)

	本館	別館	倉庫	床面積合計	
竣工	昭和47年3月	昭和59年3月	昭和61年12月		
構造	鉄筋コンクリート4階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄骨筋2階建		
面積	1階	612.46	185.49	50	847.95
	2階	452.25	95.48	50	597.73
	3階	452.25	—	—	452.25
	4階	49.87	—	—	49.87
	塔屋	55.53	—	—	55.53
	計	1,622.36	280.97	100	2,003.33

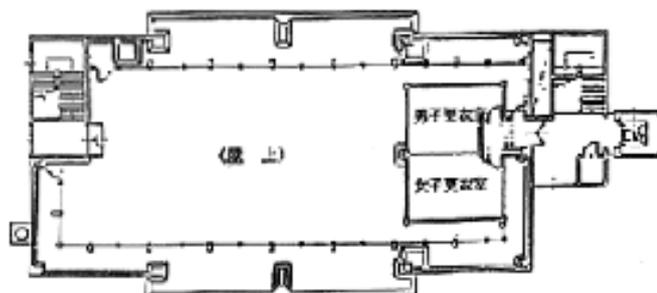
建物配置図



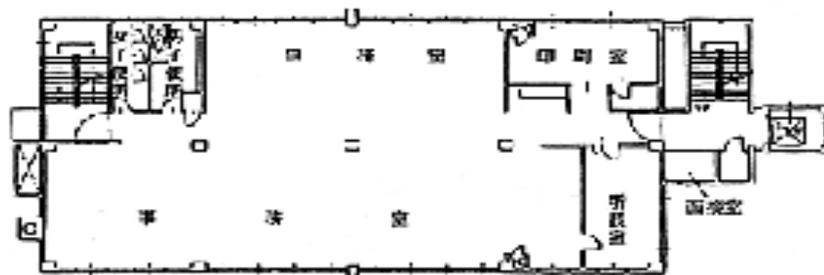
建物構造図

本館

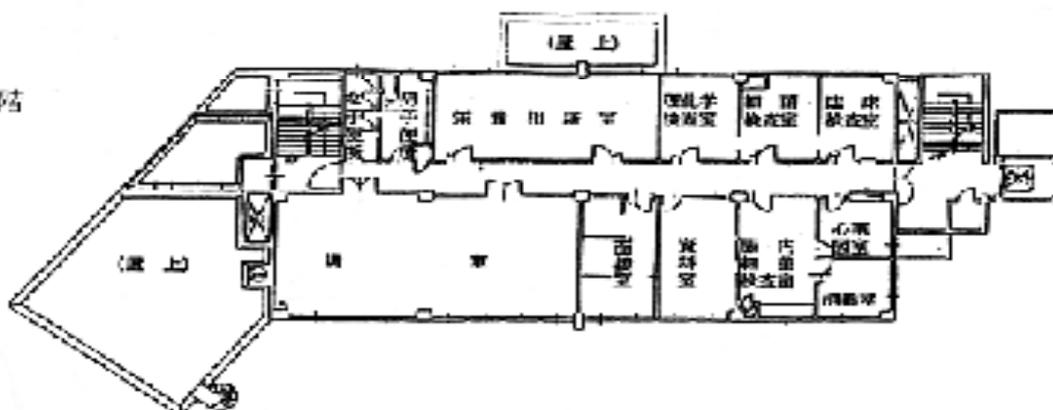
4階



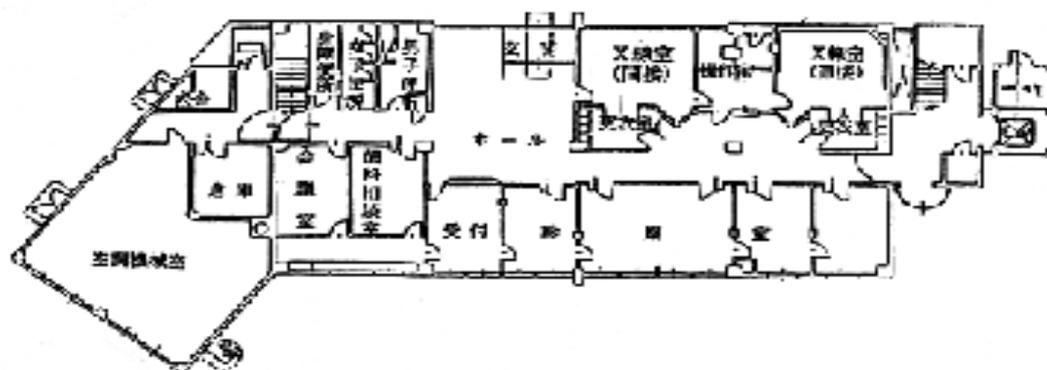
3階



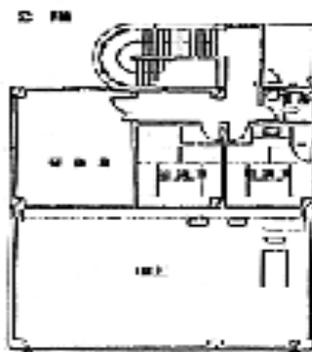
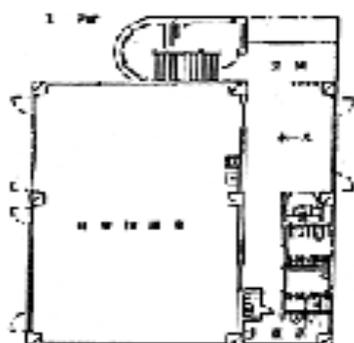
2階



1階



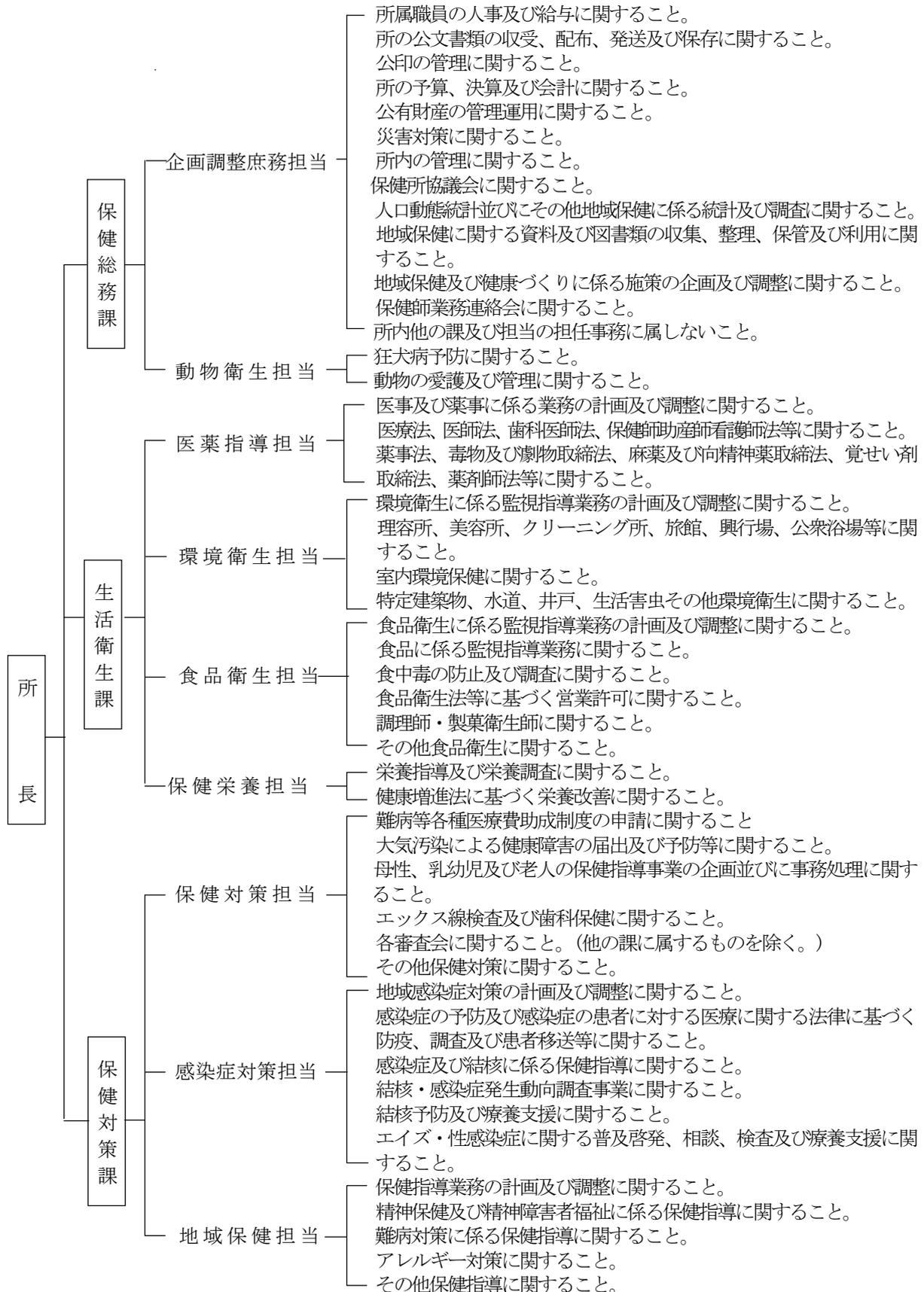
別館



5 保健所（平成19年度）の組織

平成19年4月1日現在

(1) 組織及び分掌事務



(2) 職員配置表

平成19年7月3日現在

所 属	総 数	一 般 事 務	医 師	獣 医	薬 劑 師	栄 養 士	保 健 師	食 品 衛 生 監 視	環 境 衛 生 監 視	臨 床 検 査 技 師
総 数	53	14	3	3	7	2	15	5	3	1
所 属	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—
保 健 総 務 課	12	10	—	1	—	—	1	—	—	—
生 活 衛 生 課	21	1	—	2	7	2	—	5	3	1
保 健 対 策 課	19	3	2	—	—	—	14	—	—	—

6 決算状況

歳 入

単位：円

科 目	決算額
総 額	646,419,532
使用料及び手数料	54,818,731
国庫支出金	50,426,897
都支出金	541,063,495
諸収入	110,409

歳 出

単位：円

事 業 名	平成19年度決算額
総 額	309,127,032
指定統計調査	628,219
人口動態調査	64,720
国民生活基礎調査	563,499
畜犬登録及び犬・ねこ等公示事務	6,319,851
畜犬登録事務	6,319,851
保健所管理運営	62,667,091
管理運営	61,974,271
統計調査	692,820
監視指導事務	97,092,584
医事薬事	764,605
食品衛生	1,162,925
環境衛生	915,487
保健栄養	2,258,437
食品・水質等検査	91,991,130
保健対策費	92,491,393
保健対策	4,557,677
感染症対策	47,540,484
地域保健対策	34,028,392
結核・感染症等検査	6,364,840
狂犬病予防及び動物管理等事務	37,403,238
いきいき健康づくり	2,998,589
都医療費助成等事務	9,526,067

注：人件費・通勤手当等は含まない。

7 保健所政令市移行の経緯

平成12年 8月	都において、「第二次東京都地方分権計画」策定 ・保健所政令市制度の活用
平成13年10月	都において、「多摩地域の保健サービスの再構築に向けて」発表 ・保健所政令市制度の活用による事務・権限の移譲
平成14年10月 ～15年11月	都と八王子市による「八王子市の保健サービスに関する勉強会」 ・保健所政令市制度についての情報収集
平成16年 4月	多摩地域の都保健所再編 ・八王子保健所、町田保健所は保健所政令市移行に備え、存置
平成16年 6月	「八王子市の保健所政令市移行に関する都・市協議会」（以下、「協議会」）設置 ・第1回「協議会」開催
平成16年 8月	「協議会」部会（総合調整部会・保健サービス部会・生活衛生部会）設置 ・第1回「協議会」合同部会開催
平成17年 5月	第2回「協議会」合同部会開催
平成17年 8月	第3回「協議会」合同部会開催 ・移譲対象事務の確認
平成18年 2月	第2回「協議会」開催（都と八王子市の間で基本的合意） ・厚生労働省にヒアリング事前説明
平成18年 9月	政令改正の閣議決定（⇒9月13日公布）
平成18年10月	八王子市職員、移行前研修開始
平成18年12月 ～19年2月	関係条例・規則等の制定・改正（四定及び一定）
平成19年 3月	都と八王子市との間で協定等の締結
平成19年 4月	八王子市の保健所政令市移行

8 保健所政令市移行に伴う制定条例

- 八王子市保健所条例（平成18年12月18日制定）
- 八王子市保健所関係手数料条例（平成19年3月28日制定）
- 八王子市大気汚染障害者認定審査会条例（平成19年3月28日制定）
- 八王子市感染症の診査に関する協議会条例（平成19年3月28日制定）
- 八王子市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成19年3月28日制定）
- 八王子市プールの衛生管理等に関する条例（平成19年3月28日制定）
- 八王子市化製場等に関する法律施行条例（平成18年12月18日制定）
- 八王子市興行場法施行条例（平成18年12月18日制定）
- 八王子市一般と畜場の構造設備の基準に関する条例（平成18年12月18日制定）
- 八王子市小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成19年3月28日制定）

9 東京都と締結した協定等

	名 称	内 容
1	保健衛生事務事業に係る東京都・八王子市協定書 ①検疫感染症及び感染症集団発生時の措置に関する細目協定 ・検疫感染症及び感染症集団発生時の措置要綱 ②食品衛生行政の運営に関する細目協定 ・広域監視実施要綱 ・中毒事件等調査処理要綱 ・不利益処分等の分担・執行及び連絡実施要綱 ③試験検査に関する細目協定 ・試験検査に関する運営要綱 ④医療法・歯科技工士法に基づく病院等の報告の徴収等に関する細目協定 ⑤保健衛生関係情報等の管理に関する細目協定 ・保健衛生関係情報等の管理に関する要綱 ・重要文書交換取扱要領 ⑥保健医療情報センターにおける連絡通報受理業務に関する細目協定 ・保健医療情報センターにおける連絡通報受理業務に関する要綱 ⑦薬事衛生行政の運営に関する細目協定 ・知識経験認定試験連絡調整会議の実施に関する要綱 ・薬種商販売業認定要綱 ・薬種商販売業承継者認定要綱 ・歯科用医薬品又はガス性医薬品を取り扱う特例販売業務取扱要綱 ⑧東京都・八王子市間の協議に関する細目協定	都区協定にならない、東京都と八王子市における協力体制及び業務分担等を明確にし、保健衛生事務事業の円滑な実施と適正な運営を図るため、都と市との間で締結したものを。
2	八王子市の保健所政令市移行に係る覚書	東京都から八王子市への支援策のうち、財政支援と人的支援（職員の派遣等）の内容について、都と市で合意したものを。
3	東京都職員派遣に関する協定	東京都から八王子市へ派遣される職員について、地方自治法第252条の17の規定に基づき、東京都職員派遣要綱により、市との間で締結したものを。
4	八王子市の保健所政令市移行に伴う文書引継ぎに関する取決書	八王子市への保健所等の移管に伴い、文書等の引継ぎについて、市との間で合意したものを。福祉保健局と環境局が局長名でそれぞれ締結（引継文書一覧は省略）。
5	都有財産譲与契約書	東京都から八王子市に土地、建物、工作物を譲渡するに当たり、その条件などについて、東京都契約事務規則第37条第1項に基づき、市と締結したものを。
6	物品譲与契約書	東京都が八王子市に物品等を無償で譲与するに当たり、譲与する物品をリストで示し、その取扱い等について、市との間で締結したものを。